

NO.	項目	意見・質問・感想等	委員	回答
1	若者支援について	萩原先生のご講演、大変勉強になりました。ありがとうございます。 我が子が中学生時代、公園で集まりワイワイしていると近所からうるさい！と言われ、通報されたことがあります。居住地に、中学生の居場所が必要と感じました。身近にある区民活動センターを子ども自身で利用できるようにして欲しいと思います。どうしたら利用できるようになるのか、教えてほしいと思っています。	大橋委員	中高生の居場所として、産業振興センター跡施設に中高生の交流・活動支援を整備することを予定しているほか、児童館においても中高生の活動支援・学習スペースの設置等を検討していきたいと考えています。また、区民活動センターは、事前に登録した団体等が予約により有料で利用することができることとなっており、子ども自身が自由に利用できるシステムになっていない現状です。今後多世代が交流し、シェアして施設利用や事業が実施できるよう検討していきます。
2	若者支援について	萩原先生のご講義について 「個人の自由と自立の原理に伴う身近な共同体からの離脱と断絶が生み出す関係の貧困が、経済の貧困に先行して広汎に生じている」とのご指摘は、まさに地域課題の一つである「地域コミュニティの希薄化」に通ずる内容だと思いました。 その結果として、たとえ困りごとを抱えていても外に出出できない、それがお隣で起きていても誰も気付かない、という状態があります。そうした課題解決の方向性として、また既に始まっている少子化への対策としても、後半のスライド「多様な居場所がつながる地域へ」でお示されたような内容は一つヒントになるのではないかと考えています。普段は体操などをメインにしている高齢者会館での介護予防事業に「地域交流」として乳幼児親子が参加する企画を実施した際、それまで受け身的に参加していた高齢者の方が”子どもに関わりたい”という思いで能動的に動かれる姿を目の当たりにしました。多種多様な人が同じ場に集まると、強制的ではない自然な形で「役割」や「関係」が生まれることを実感しています。	丸茂委員	-
3	ハイティーン会議、子ども会議について	「早稲田大学卯月盛夫研究室・NPO法人わかものまち」による「子ども議会・若者議会 自治体調査報告書」によると、意見や政策提言に対し独自予算が組まれている自治体においては、事業も活発となり継続性も保たれているようです。これまでのハイティーン会議で、出された意見に実際に予算が付き、なにかしらの形になったという実績はありますか。また、特に予算を必要とせずに事業化される場合もあるかと思しますので、その点についても何かあれば教えてください。	丸茂委員	直接予算化したケースではありませんが、昨年度ハイティーン会議の報告内容を、環境課・ごみゼロ推進課が受け止めて、今後に向けて検討しているという事例があります。 令和2年度までは報告会での意見発表まででしたが、令和3年度は参加者がハイティーン会議での活動を通じて得た考えや意見を踏まえ、それぞれの在籍校で様々な取り組みを実施する等、ハイティーン会議以外のフィールドでの自主的な行動に繋げています。
4	ハイティーン会議、子ども会議について	子どもの権利条例制定に伴い子ども会議の設置が予定されていますが、子ども達から出された政策提言の実現化に向け、予算を設けるご検討はされていますか。	丸茂委員	現時点では、子ども会議としてハイティーン会議を予定しています。子どもから出された意見を政策提言として反映することなども含め、子ども会議の運営については今後さらに検討していきたいと考えています。
5	ハイティーン会議、子ども会議について	全国の事例を見ても、「参加者は学校の推薦」といったケースが多いようです。過去のハイティーン会議参加者はどのような経緯で応募があったか教えてください。	丸茂委員	区報・HPで募集を行ったほか、学校に訪問し参加者を募り、自分の意思で応募・参加した生徒もいます。
6	ハイティーン会議、子ども会議について	会議に参加できる子ども若者の意見だけでなく、そうした場に参加出来ない子ども若者の意見を「こどもパブコメ」として聴いていくような計画はありますか。意見を聴く場も、例えば学校や公園、児童館、ゲームセンター等、子ども達にとって身近な日常生活の場であれば子ども達も言いやすいのではないのでしょうか。また、そうした場や機会が増えることで、普段意見を言うことに慣れていない子ども達をエンパワメントしたり、言いづらかった困りごとやSOSを言いやすくなる、周囲にとっても困りごとが見えやすくなる、といった効果も期待できるのではないかと思います。	丸茂委員	区としても、会議等に参加する子どもだけでなく、参加しない子どもたちの意見も聴く必要があると考えています。子どもが意見表明できる機会の確保や意見聴取の方法等について、中野区子どもの権利委員会でも議論しながら検討を進めていきます。
7	若者相談事業について	子ども・若者支援センターの若者相談「フリースペース」について フリースペースでは、職員が相談にのったり一緒に食事をしながら交流を深める機会を作る、というご説明がありました。この場合、「職員」とはどのような立場の方が担当されますか。例えばですが、過去にいじめ、不登校、虐待、ひきこもりの経験がある当事者の方が”ピアサポーター”として担当してくださる日があると、同じような経験を持つ相談者にとって、より話しやすい場合もあるのでは？と思いました。	丸茂委員	フリースペースの運営は事業者に委託しており、「職員」は事業者の職員を予定しています。ただし、フリースペースの運営については参加者である若者本人にも一緒に考えて頂くことを予定しており、当事者である若者本人が他の若者の話を聞くことについても検討中です。具体的な方法については今後、事業者と検討していきます。
8	その他	基本構想基本計画の実施にあたり、今般の児童福祉法の改正が後押しになるのではないかとこの視点でお尋ねしました。それに関連して追加の質問になりますが、中野区では利用者支援事業(基本型)は現在すこやか福祉センターの事業になっています。特に基本型については、子ども家庭にとって心理的にも物理的にも身近な地域子育て支援拠点事業と一体的に実施されることで子育て家庭にサポートが届きやすくなっている事例がありますが、中野区でも今後そのようにしていくご検討はありますか。	丸茂委員	区としても、利用者支援事業は、子育て家庭にとってより身近な場所で実施することが効果的であると考えています。現在、実施方法について検討を進めているところです。
9	その他	こども家庭センターについてご説明をいただきました。 これは新宿区ですが、一部の児童館を「地域子ども家庭支援センター」とし、乳幼児から小中高校生の利用、一時保育、総合相談窓口を置いています。子ども家庭にとって物理的にも心理的にも身近な場所で、児童福祉と母子保健が一体的に運用されている好事例と見ておりますが、中野でもそのような事業があれば教えてください。	丸茂委員	中野区では現在、児童福祉と母子保健について、必要に応じて連携は行っていますが、組織として一体とした運営は行っていません。児童福祉法の改正案に基づく、一体的な相談支援を行う機能を有する機関の設置については、今後検討していきたいと考えています。